

国際慣習法の成立

国際法の定立

→国際慣習法はどのようにして形成されるか？

→条約はどのようにして形成、運用、終了されるか？ (「条約法」)

→その他に国際法の法源と呼べるものはあるか？ (「新しい法源」)

I. 国際慣習法の意義

- 一般法としての国際慣習法
- 国際社会の基本法
- 法典化

II. 成立要件

- 一般的慣行
 - 「一致した」実行

ニカラグア事件判決 (I C J) :

米国がニカラグアの親ソ反米政権を妥当するために、ニカラグアの隣国で反ニカラグア政府ゲリラの教育を行ったことが、武力行使禁止原則に違反するかどうか争われた事例

I C J 「国家の行動が一般的に規則と一致しており、一致していない場合にも、それが新しい規則の承認としてではなく、当該規則の違反または例外として取り扱われていればよい」

庇護事件 (I C J) :

ペルーの反政府運動指導者が在ペルー・コロンビア大使館に逃亡したことについて、大使館が派遣先国内で同国国民を庇護すること (外交的庇護) が許されるかどうか争われた事例

◇ 「違反」から生まれる新慣習法

- 国家の範囲
 - ◇ 「利害関係国」の実行
 - ◇ 地域的慣習法の可能性

- 「時間的要素」

北海大陸棚事件 (I C J) :

大陸棚の開発は 1945 年に開始されたに過ぎないが、そんな大陸棚の境界確定に関する原則が、1958 年にすでに慣習法になっていたのかが問題になった事件

- ① 短期間の経過でも当然には慣習法の成立を妨げず
- ② 特別に影響を受ける利害関係国を含む諸国の実行であること
- ③ 実行が広範で實際上均一であること

- 法的信念
 - 矛盾
 - ◇ 国家の「心理」？
 - ◇ 成立前に…
 - 必要性
- 何をカウントすればよいか？：法的信念に裏付けられた国家実行とは？
 - 政策声明
 - 要件？
 - 国内法の定立、国内裁判所の判断
 - 例：
 - 国連総会決議、投票
 - ◇ 総会決議の拘束力
 - ◇ 総会決議の意義
 - 法宣言効果
 - 法解釈効果
 - 「結晶化」効果
 - ◇ 問題点
 - 「アパルトヘイト（＋アルファ）批判決議」
 - 拘束力がないから賛成？
 - 条約への加入
 - ◇ 加盟国の数
 - ◇ 非加盟国の立場

問題：「核兵器使用は禁止される」という慣習法は成立したか？

◎ 一般的慣行はあるか？

◎ 法的確信を伴うか？

III. 伝統的国際慣習法の動揺

- インスタント国際慣習法
 - 背景：
 - 「慣行」の意義

- 新独立国
 - 拘束力の根拠？

- 一貫した反対国
 - 慣習法成立要件と一般法としての拘束力
 - 時代背景
 - ◇ 慣習法形成プロセスの変容
 - ◇ 「国連海洋法会議」
 - 深海底開発制度を巡る争い
 - 争点
 - 国際会議における長年にわたる真摯な議論のインパクト
 - アメリカ抜き「慣習法」？